

療養補償の請求について

1 療養補償請求について

災害補償制度における療養補償の対象は、地方公務員災害補償法等で定められた範囲の治療に限られており、基本的に健康保険における療養の給付と同様です。基金の認める療養補償の範囲に該当しないと判断される場合や、健康保険の適用対象外となるものについては、補償の対象外と判断されることがあります。

公務上の災害（通勤該当の災害）と認定された事案について、請求されたすべての費用が補償の対象となるものではありませんので、ご注意ください。

なお、療養補償請求書類には「所属」「被災職員」が記入すべき項目があります。

当該項目を必ず記入した上で、医療機関等に提出するようお願いいたします。

また、第三者加害事案では、相手方が療養の補償をする場合（示談先行）、相手方が指定する様式の提出が必要となります。基金様式を提出されないようご注意ください。

2 必要様式について

(1) 医療機関等が被災職員に代わって基金に請求する場合

「医療機関」が「基金」に療養補償を請求する場合	
指定医療機関（千葉県医師会加入）を受診したもの	① 診療依頼書（支部様式第10号） ② 療養の給付請求書（様式5号） ③ 診療費請求書（支部様式第11号又は11号の2） ※ 認定請求用の診断書発行等を求めた場合には「文書料・室料差額証明書」（支部様式第12号）も添付ください。 ※ 診療報酬明細書については、各医療機関で出力される電子レセプトの添付に代えても可
非指定医療機関（県外の病院等）を受診したもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙及び2号紙） ※ 診療報酬明細書については、各医療機関で出力される電子レセプトの添付に代えても可
歯医者（歯科）を受診したもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 歯科用診療明細（ひな形あり） ※ 診療報酬明細書については、各歯科医院で出力される電子レセプトの添付に代えても可
「薬局」が「基金」に療養補償を請求する場合	
病院外の調剤薬局を利用したもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙及び3号紙） ※ 調剤報酬明細書については、各調剤薬局で出力される電子レセプトの添付に代えても可
「整骨院（柔道整復師）」が「基金」に療養補償を請求する場合	
柔道整復師の施術を受けたもの	① 療養補償請求書（支部様式第11号の3） ※ 支部様式第11号は2枚組になっており、2枚目は施術料の内訳を記載する様式となっております。

(2) 本人が基金に請求する場合

「被災職員本人」が「基金」に請求する場合（自己負担しているもの） ※ 医療機関等の内容証明が必要となります。	
医療機関の診療費	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 診療費請求明細（様式第6号2号紙） ③ 領収書（原本）
治療材料（補装具等）の費用	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 補装具等利用証明書（ひな形あり） ③ 領収書（原本）
病院外の調剤薬局を利用したもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 調剤費請求明細（様式第6号3号紙） ③ 領収書（原本）
歯医者（歯科）を受診したもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 歯科用診療明細（ひな形あり） ③ 領収書（原本）
柔道整復師の施術を受けたもの	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 施術料の内訳（ひな形あり） ③ 領収書（原本）
通院費用（公共交通機関を利用した場合）	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 移送費証明書（支部様式第14号） ③ 通勤届の写し ④ 自宅・勤務公署・受診機関を示した経路図
通院費用（公共交通機関以外を利用した場合）	① 療養補償請求書（様式第6号1号紙） ② 移送費証明書（支部様式第14号） ③ 領収書（原本） ④ 自宅・勤務公署・受診機関を示した経路図

3 その他

(1) 共済組合員証（健康保険証）を利用した場合

公務上の災害（通勤該当の災害）と認定された事案については、10割分を基金宛て請求することとなります。

共済組合員証（健康保険証）を利用している場合、本人負担は3割分に留まっておりますので、共済組合（保険者）が負担している7割分の清算については、医療機関（薬局等含む）又は共済組合（保険者）へ相談ください。

(2) 消費税について

災害補償制度における療養補償として行われる医療（文書料も含む）については、地方公務員災害補償法第65条の規定に基づき非課税とされております。

(3) 療養の経過報告について

災害補償制度における療養補償の範囲は「治ゆ（症状固定）」までとなります。症状固定までにおける療養経過は、適宜、基金宛て書面にて報告願います。